

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日が休日とする場合)  
(當日がと日)

## 鳥取県告示第七百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による茶屋・笠木地区鉄穴内工区の換地処分があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- ◆告示  
字の区域の変更等
- 生活保護法による医療機関の指定
- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

小売販売業者甲の営業所の所在地の変更の承認

区域を変更する 名 称	同上の区域（昭和五十五年一月二十五日現在の地番による。）
茶屋字向林新田	茶屋字向林新田のうち三二九の一の一部及び三二九四の一部以外の区域並びに茶屋字ワシラ谷三三一二、三三一三の一部、三三一四の一部、三三一五、三三一六、三三一七の一部、三三二九の一部、三三三一の一部、三三三三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

- ◆選管告示  
土地改良区の役員の就退任
- 土地改良事業計画の適否の決定（二件）
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定
- 土地改良法による換地処分（二件）
- 選舉管理委員会の招集

告示

茶屋字ワシラ谷

茶屋字ワシラ谷のうち三三一二、三三一三の一部、三三一四の一部、三三一五、三三一六、三三一七の一部、三三一九の一部、三三二九の一部、三三三一の一部、三三三三の一部、三三三三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに茶屋字向林新田三三九一の一部及び三三九四の一の一部

鳥取県告示第七百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による茶屋・笠木地区雨坪工区の換地処分があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年九月九日

		同上の区域（昭和五十五年一月二十五日現在の地番による。）
茶屋字代田ノ上 タ	茶屋字代田ノ上ミのうち三四九二、三四九八、三四九九 及び三五〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域	茶屋字代田ノ上
茶屋字ソリ田下	茶屋字ソリ田下タのうち三五一一、三五一七、三五一八、 三五二〇から三五二五まで及びこれらと一体をなす国有地 以外の区域	茶屋字ソリ田下

	茶屋字向高畠	茶屋字向高畠の全域、茶屋字ソリ田下タ三五一二、三五 一七、三五一八、三五一〇から三五二五まで及びこれらと 一体をなす国有地、茶屋字雨坪田のうち三五三三の一、三 五三三の一、三五三五の一の一部、三五三五の二及びこれ らと一体をなす国有地以外の区域、茶屋字屋敷田の全域、 茶屋字堂ノ平ラ三五四七、三五四九、三五四五、三五五六 及び三五五七と一体をなす国有地の一部、茶屋字向寺田三 五九三の二及び三五九五の三、茶屋字四通田上エ三六二五 の一部、三六二七、三六二八の一の一部、三六二八の二、 三六二九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、茶屋 字四通田三六三〇の一の一部、三六三〇の二、三六三一の 一部及びこれらと一体をなす国有地並びに茶屋字代田 ノ上ミ三四九二、三四九八、三四九九及び三五〇〇と一体 をなす国有地の一部
茶屋字雨坪田	茶屋字堂ノ平ラ	茶屋字堂ノ平ラのうち三五四七、三五四九、三五四五、 三五五六及び三五五七と一体をなす国有地の一部以外の区 域
茶屋字向寺田	茶屋字雨坪田三五三三の一、三五三三の二、三五三五の 二及びこれらと一体をなす国有地	茶屋字向寺田のうち三五九三の二及び三五九五の三並び に三五八九、三五九五の一及び三五九六の一と一体をなす 国有地以外の区域

茶屋字雨坪

茶屋字雨坪のうち三五八四の一の一部、三五八四の四の一部、三五八五の一部及び三五八六の一部以外の区域

茶屋字向寺田ノ下タ

茶屋字向寺田ノ下タの全域、茶屋字向寺田三五八九、三五九五の一及び三五九六の一と一体をなす国有地、茶屋字雨坪三五八四の一の一部、三五八四の四の一部、三五八五の一部及び三五八六の一部並びに茶屋字雨坪河原三六五四の三の一部、三六五五の一部、三六五六、三六五七、三六五七内一、三六五八及びこれらと一体をなす国有地並びに三六五四の三及び三六五四の六と一体をなす国有地の一部

茶屋字四通田

茶屋字四通田のうち三六三〇の一の一部、三六三〇の二、三六三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、茶屋字雨坪田三五三五の一の一部並びに茶屋字四通田上エ三六二五の一部、三六二六、三六二八の一の一部、三六二九の一の一部、三六二九の二及びこれらと一体をなす国有地

茶屋字雨坪河原

茶屋字雨坪河原のうち三六五四の三の一部、三六五五の一部、三六五六、三六五七、三六五七内一、三六五八及びこれらと一体をなす国有地並びに三六五四の三及び三六五四の六と一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称

茶屋字屋敷田、茶屋字四通田上エ

## 鳥取県告示第七百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年九月九日

鳥取県知事 平 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県立 薬局	鳥取市相生町二丁目五一	昭和五十五年九月一日

## 鳥取県告示第七百七十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次とのとおり告示する。

昭和五十五年九月九日

鳥取県知事 平 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山崎 武司	鳥国薬第二、四三〇号	昭和五十五年七月十八日
武本 俊彦	鳥国医第二、五〇三号	"
佃 進	鳥国医第二、五〇三号	"
神谷 剛	鳥国医第二、五〇四号	"
秋藤 洋一	鳥国医第二、五〇五号	"
北岡 裕子	鳥国医第二、五〇六号	昭和五十五年七月二十一日
藤本 幸弘	鳥国医第二、五〇七号	"
黒田 聰	鳥国医第二、五一一号	昭和五十五年七月二十四日
高岡 基雄	鳥国医第二、五二二号	"
岸野 雅栄	鳥国歯第二、三九三号	"
池口 正英	鳥国医第二、五一三号	昭和五十五年八月五日
河村 良寛	鳥国医第二、五一四号	"
田中 雄二	鳥国医第二、五一六号	"
永田 萬年	鳥国医第二、五一七号	"

## 鳥取県告示第七百七十二号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の二第二項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の営業所の所在地の変更の承認したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 小売販売業者甲の氏名

黒見 幸栄

## 二 営業所の所在地

笠原 尚	鳥国医第二、五一九号	"
山崎 純一	鳥国医第二、五二〇号	"
竹内 俊介	鳥国医第二、五二一号	"
浦辺 美也子	鳥国薬第二、四三一号	昭和五十五年八月六日
米澤 郁子	鳥国薬第二、四三二号	昭和五十五年八月八日
熊谷 紀夫	鳥国薬第二、四三三号	昭和五十五年八月十一日

変更前	米子市和田町三五〇六番地
変更後	米子市和田町九〇四一四番地

## 鳥取県告示第七百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 佐陀川右岸土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 仲石総夫 米子市日下五五四

昭和五十五年七月十四日開催の臨時総代会において補欠選挙の結果当選し、同月十四日就任 任期昭和五十八年一月二十二日まで

## 鴨ヶ池土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 木村兼吉 米子市福万二一〇

昭和五十五年三月二十日開催の総会において選挙の結果当選し、同月二十七日就任 任期昭和五十六年八月二十七日まで

## 大鴨土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 山本 弘 倉吉市鴨河内二五三七

" 石田春光 " 上古川二九〇

" 増田高徳 " 丸山町四七七一

" 坂本武男 " 旭田町八七

任期満了により退任

## 大鴨土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

監事 石田春光 倉吉市上古川二九〇

" 増田高徳 " 丸山町四七七一

" 坂本武男 " 旭田町八七

" 福田博実 " 鶴河内一〇四九

昭和五十五年七月二十九日開催の総代会において選挙の結果当選し、同月八月九日就任 任期三年

## 花見東郷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 河本悦郎 東伯郡東郷町大字小鹿谷四六六

一身上の都合により昭和五十五年七月二十六日退任

## 淀江宇田川地区土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 池口幸揚 西伯郡淀江町大字西原七二九

昭和五十五年三月二十六日組合員資格喪失により退任

三 縦覧に供する場所  
江府町役場

淀江宇田川地区土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 湯浅哲夫 西伯郡淀江町大字西原六八六

昭和五十五年三月二十五日開催の通常総代会において補欠選任され同月

二十六日就任 任期昭和五十八年十月十九日まで

鳥取県告示第七百七十五号

昭和五十五年七月二十九日付で江府町から申請のあつた土地改良（日光（栗の木堂）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七十四号

昭和五十五年七月二十九日付で江府町から申請のあつた土地改良（日光（栗の木堂）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年九月十日から二十日間

四 異議の申出

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

7 昭和55年9月9日 火曜日

## 鳥取県公報

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百七十六号

昭和五十五年五月十五日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（未用地地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月九日

鳥取県知事 平 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十五年九月十日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町から同町が行う土地改良事業に係る茶屋・笠木地区鉄穴内工区の換地処分をした旨の届があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年九月九日

鳥取県知事 平 鴻 三

## 鳥取県告示第七百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町から同町が行う土地改良事業に係る茶屋・笠木地区雨坪工区の換地処分をした旨の届があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年九月九日

鳥取県知事 平 鴻 三

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第八十一号

昭和五十五年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十五年九月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日 時 昭和五十五年九月十二日(金)午前十一時、

二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地  
鳥取県選挙管理委員会委員室

## 三 議題

- (一) 市町村選挙啓発担当者研修会について
- (二) きれいな選挙対話集会について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月十円(送料を含む。)】